

取消訴訟の原告適格の拡大（検討参考資料・補充）

第1 原告適格が実質的に広く認められるような規定の在り方

原告適格が実質的に広く認められるようにするための指針として、裁判所が原告適格を判断する際の考慮事項を法律に明記することについて、どのように考えるか。

例えば、基本的な考え方として、原告適格の判断に当たっては、(a)当該処分の根拠となる法令の趣旨及び目的を考慮するとともに、(b)当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮すべきこと、また、その際には、(a)当該法令と目的を共通する関連法令の趣旨及び目的をも考慮しつつ、(b)当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されるおそれのある利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度を考慮すべきことを定めることはどうか。

第2 「法律上の利益」という条文の規定の在り方

- (1) 第1のような考え方で考慮事項を定める場合においても、なお、「法律上の利益」という規定の文言を改める必要があると考えるべきか。「法律上の利益」という規定の文言は、それ自体は、本来、幅広い解釈が可能ではないか。
- (2) 「法律上の利益」という規定の文言を改める必要があると考える場合、これによって原告適格の範囲が変わると考えるのか、変わらないと考えるのか。変わると考える場合、どのように変わることになるのか。例えば、第1の考え方に基づいて考慮事項を定める場合とは異なる考え方に基づいて、これよりも更に原告適格が広く認められることになるのか。

(別紙) 具体例

第1の考慮事情を定めることにより、原告適格が広く認められることになるのは、これによって処分権者が処分の際に考慮されるべき利益が広く解釈されることを通じてされることによるものであるので、具体的にどの程度の範囲で原告適格が拡大することになるかは、個別の処分ごとに処分時の法令の適切な解釈を通じて行われることになると考えられるから、多様な行政処分についてあらかじめ個別具体的な場合を前提として原告適格が認められる場合と認められない場合を区別することは必ずしも容易ではないと考えられる。

しかし、処分権者が処分の際に考慮すべき利益が広く解釈されるための考慮事項が個々の判例の解釈に委ねられるのではなく原告適格の一般的な解釈指針として法定されることにより、処分の根拠法規の法形式や規定振り、行政におけるその運用の状況等にとらわれることなく、根拠法規の趣旨・目的や利益の内容・性質等が総合的に考慮され(根拠法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては当該法令と目的を共通する関連法令の趣旨及び目的も考慮され)、実質的に原告適格が広く認められることが法的に担保されることになり、例えば、少なくとも次のような事例は、十分に考慮に値することになるのではないか。

- (1) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第2条により特定空港に指定された空港に関する航空法第109条に基づく事業計画の変更の認可等の処分につき、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律(航空機騒音障害防止法)、関係法律である特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の保護する利益として、航空機の騒音により障害を生ずるおそれのある関係住民につき、騒音による障害を受けない利益をその害される態様・程度に応じて考慮する場合

航空法自体は、その目的の一つとして航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定めるとしてはいるものの、航空法第109条に基づく事業計画の変更の認可の基準を定める同法第101条には、当該事業計画の変更が航空機の航行に起因する騒音による障害について考慮すべきことが明示的には含まれておらず、当該処分の根拠法規の形式面のみを基準として「法律上の利益」を形式的に判断すると、原告適格が認められる余地は乏しい。しかしながら、

第1の考慮事情の規定に基づいて、公共用飛行場周辺における航空機騒音に

よる障害の防止に関する法律（航空機騒音障害防止法）及び特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法を航空法の関係法律として考慮することにより、航空法第 101 条第 2 号の定める「当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること」との事業計画変更の要件の内容として、騒音による障害を防止できるものであることが含まれるものと解されることとなり、また、第 1 の考慮事情の規定に基づいて被侵害利益の内容及び性質のみならず侵害行為の態様及び程度をも考慮することにより、当該事案における航空機の航行方法等の変更による騒音障害の発生・拡大という侵害行為の態様及び程度が十分に勘案されることを通じて、著しい騒音による障害を受けるおそれのある一定の地区内に住宅等を有する者について原告適格を認めることができないか。

- (2) 幹線道路の沿道の整備に関する法律第 5 条に基づく沿道整備道路の指定があった道路に関して、道路の改築等のため道路法に基づく道路の区域の変更（第 18 条）をする場合につき、関係法律である幹線道路の沿道の整備に関する法律の保護する利益として、道路交通騒音により障害を生ずるおそれのある地域住民につき、騒音による障害を受けない利益をその害される態様・程度に応じて考慮する場合

道路法が目的とする「交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進する」ことは、幹線道路の沿道の整備に関する法律の目的とする「円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資すること」を含むものと解されるが、道路法は、道路の改築等のための道路の区域の変更（同法第 18 条）やその前提となる道路の路線の指定（同法第 5 条）・認定（同法第 7 条及び第 8 条）について、その要件として道路交通騒音に配慮すべきことを定めておらず、当該処分の根拠法規の形式面のみを基準として「法律上の利益」を形式的に判断すると、原告適格が認められる余地は乏しい。しかしながら、沿道整備道路に対する道路法第 18 条に基づく道路の区域の変更について、第 1 の考慮事情の規定に基づいて、道路法の関連法律として幹線道路の沿道の整備に関する法律を考慮することにより、道路の区域の変更の要件の内容として、道路交通騒音の減少等のための措置を伴っていることが含まれると解することが可能となり、また、第 1 の考慮事情の規定に基づいて被侵害利益の内容及び性質のみならず侵害行為の態様及び程度をも考慮することにより、当該事案における道路の区域の変更による道路交通騒音の発生・拡大という侵害行為の態様及び程度が十分に勘案され

ることを通じて、道路交通騒音によって著しい不利益を受けるおそれがある一定の範囲の地域の住民について、原告適格を認めることができないか。

- (3) 河川法第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業等、電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業、公有水面埋立法による公有水面の埋立及び干拓その他水面の埋立及び干拓の事業、道路の新設及び改築の事業を都市計画法第11条の都市施設として都市計画を定めて行う場合等のための種々の処分につき、関係法律である環境影響評価法の保護する利益として、事業が環境に影響を及ぼす地域（関係地域）の住民につき、環境の悪化により害される利益の内容・性質、害される態様・程度を考慮する場合

例えば、() 伊達火力発電所訴訟（最高裁判所昭和60年12月17日第三小法廷判決・裁判集民事146号323頁）においては、「公有水面埋立法（昭和48年法律第84号による改正前）第2条の埋立免許及び同法第22条の竣功認可の取消訴訟につき、当該公有水面の周辺の水面において漁業を営む権利を有するにすぎない者は、原告適格を有しない。」とされ、() 環状6号線道路拡幅事業認可処分等取消訴訟（最高裁判所平成11年11月25日第一小法廷判決・判例時報1698号66頁）においては、「都市計画事業の事業地の周辺地域に居住し又は通勤、通学しているが事業地内の不動産につき権利を有しない者は、都市計画法第59条第2項に基づく同事業の認可処分又は同条3項に基づく同事業の承認処分の取消しを求める原告適格を有しない。」とされた。

しかしながら、類似の事案につき、環境影響評価法制定後の現在の法体系の下において、関係地域の住民が環境の悪化により被害を受ける者としてこれらの取消訴訟を提起する場合には、第1の考慮事情の規定に基づいて、環境影響評価法を公有水面埋立法（上記()の場合）又は都市計画法（上記()の場合）の関連法律として考慮することにより、環境の悪化が事業の免許又は認可の要件の内容として勘案されることとなり、また、第1の考慮事情の規定に基づいて被侵害利益の内容及び性質のみならず侵害行為の態様及び程度をも考慮することにより、当該事案における対象事業の工事等の実施による環境への悪影響の発生・拡大という侵害行為の態様及び程度が十分に勘案されることを通じて、一定の範囲の関係地域の住民について原告適格を認めることができないか。